

一時保育事業 利用案内



事業内容	乳幼児をご家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、用事やリフレッシュ等で預けたいときなど、保護者に代わって保育する事業で、特に要件を問わない一時保育と、利用要件により利用できる短期特例保育があります。短期特例については必要に応じて別途ご案内します。			
対象児童	中野区在住の生後57日から6歳（小学校就学前）の健康で集団生活が可能なお子さん ※ 限られた職員数で集団保育を行います。安全に保育を行う為、健康状態・発達状態などによってはお預かりできません。ご了承ください。			
実施施設	対象年齢	実施施設	利用定員	利用期間
	生後57日～6歳 (未就学児)	① 専用室型保育園 (認定子ども園1園含む) (別紙一覧参照)	別紙	月曜日～土曜日(日・祝日年末年始を除く) 区立保育園 本町・弥生 私立保育園 聖ピオ・中野りとる ぱんぷきんず 保育時間 9時～17時 月曜日～金曜日(土・日・祝日年末年始を除く) 陽だまりの丘・桃が丘さゆり・やよいこども園・沼袋西 なかよしの森・橋場そらとみどりの保育園大きなおうち アートチャイルドケア中野南台森の保育園
		② 欠員利用型保育園 (別紙一覧参照)	別紙	月曜日～金曜日(土・日・祝日年末年始を除く) 保育時間 9時～17時 (11時～14時30分の利用開始は不可)
① 一時保育専用室がある施設 ② 保育園の入所定員に欠員がある場合で、本町・弥生以外の区立認可保育園で実施しています。 お子様の年齢の該当クラスに欠員が生じた場合、各園最大1名までお預かりします。				
利用方法	《ご利用の流れ》 <div style="text-align: center;"> 登録 ⇒ 予約 ⇒ 面接 ⇒ ご利用 </div>			
	1. 区立保育園をご利用になる場合 【登録】 (1)登録申請書を提出 (年度毎の登録) (2)登録場所 ・中野区役所3階「子ども総合相談窓口」 (郵送可) ・各すこやか福祉センター(南部・中部・北部・鷲宮) ・電子申請(中野区ホームページ内「申請書ダウンロード・電子申請」から) ※ 食物アレルギーがあるお子さんは診断書、指示書、検査結果等の書類が必要です。(コピー可) 【予約】 (1)予約場所 ・中野区役所3階「子ども総合相談窓口」 月～金 8時30分～17時 ・すこやか福祉センター 月～金 8時30分～17時 (2)申込期間 利用日の1か月前(「欠員利用型保育園」は、利用日の1週間前)から利用日前日の正午まで ※申込開始日が土・日・祝日にあたる場合は直前の開庁日 (例)利用日が10/31の場合、9/30から申込可能(9月には31日がないため)。 なお、9/30が土曜日の場合、直前の開庁日である9/29から申込可能。 【利用日数】 区立園は1人につき利用月内であわせて5日まで。私立園は各園により利用日数が異なります。 【面接】 初回利用予約後、利用園での面接を受けていただきます。(2回目以降も必要により面接有) 面接日程は利用園と直接決めていただきます。平日13時30分～17時の間で園にご連絡ください。 (面接時には母子手帳をご持参ください。) 2. 私立保育園をご利用になる場合 各保育園に直接登録・申込みになります。詳細は保育園にお問い合わせください。			
問合せ先	中野区役所3階(子ども総合相談窓口)子育てサービス担当 〒164-8501 中野区中野4-8-1		電話03-3228-5612 FAX03-3228-5657	

一時保育事業 利用案内(詳細内容)

1 利用料金

	区立(本町・弥生)保育園	私立保育園(園によって異なります)
利用料金	1人時間につき 600円 給食(離乳食・ミルク含む) 300円 おやつ 100円	1人時間につき 600円 給食・離乳食 300円程度 おやつ 100円～150円程度
支払い方法	後日送付される納付書で、お近くの地域事務所または、金融機関でお支払ください。	利用保育園に直接お支払ください。

- (1) 期限までに納付がない場合は、次回以降の利用をお断りする場合があります。
 (2) 園のおむつ・衣類・身の回りに必要なものなどを使用した場合は、別途保護者の負担となります。

2 食物アレルギーがあるお子様について

登録時に食物アレルギーの診断書、指示書、検査結果等、食物アレルギー対応が必要であることがわかる書類(コピー可)提出してください。

一度提出されましたら翌年度以降は提出の必要はありません。

「卵」または「牛乳・乳製品」のアレルギーについては、完全除去による代替食品を使用した給食対応を行います。

・アレルギーの原因物質が「卵」「牛乳・乳製品」以外の場合や「卵」「牛乳・乳製品」を含め複数ある場合は給食提供が困難なため、一日を通して弁当持参となります。

・「卵」または「牛乳・乳製品」のアレルギーであっても上記の書類の提出がない場合は一日を通して弁当持参となります。

・食べさせていない食材がある場合、保護者の意向で食べさせたくない食材がある場合は一日を通して弁当持参となります。

・食物アレルギーの原因物質が追加となった場合、上記と同様の書類の提出をお願いいたします。

・複数あるうちの一部分が解除、あるいは完全解除となった場合は「除去解除申請書」を提出していただけます。

3 利用日及び利用時間の変更・取消

区立(本町・弥生)保育園 子育てサービス担当または各すこやか福祉センターに連絡してください

私立保育園 すべて直接ご利用される園へ連絡してください。



	区立保育園(本町・弥生)利用変更・取消しの連絡先	
利用日の取消し	事前の取消し	子育てサービス担当または各すこやか福祉センター
	当日の取消し	子育てサービス担当または各すこやか福祉センター及び利用保育園
利用時間の変更	事前の時間変更	子育てサービス担当または各すこやか福祉センター
	当日の時間変更	利用保育園

※ 連絡なしのキャンセルの場合、次回以降の利用をお断りする場合があります。

※ 登園・お迎えの時間はお守りください。

4 災害時の引き渡し

・お子さんの安全確保のため、面接時に確認させていただく緊急連絡先に記載のある方からの引き渡しとなります。それ以外の方にはお子さんをお渡しする事はできません。

引き渡しには、ご本人を確認できるものをご提示していただきます。ご了承ください。

5 受入 前日・当日、お子さんが体調不良の場合は、お預かりできませんので予めご了承ください。

・前日まで、下痢・嘔吐があった。 ・前日まで入院していた、発熱していた、感染症にかかっていた。

・熱はないが、咳をしている。 ・骨折等でシーネ・ギブス等をしている

など。